○近畿地方整備局告示第四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月三十日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

一　施行者の名称　滋賀県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十七年建設省告示第二百五十六号長浜北部都市計画、米原東北部都市計画、彦根長浜都市計画、豊郷甲良都市計画及び湖東都市計画下水道事業琵琶湖流域下水道（東北部処理区）

三　事業施行期間　自昭和五十七年二月二十三日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月三十日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

一　施行者の名称　滋賀県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二年建設省告示第千五百二十三号高島都市計画下水道事業琵琶湖流域下水道（高島処理区）

三　事業施行期間　自平成二年九月一日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月三十日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

一　施行者の名称　和歌山県

二　都市計画事業の種類及び名称　令和二年近畿地方整備局告示第百六十九号新宮都市計画道路事業三・四・二号千穂王子ヶ浜線

三　事業施行期間　自令和二年十一月二十四日至令和十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月三十日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

一　施行者の名称　和歌山県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成三十年近畿地方整備局告示第五十四号紀の川都市計画道路事業三・四・四号打田重行線

三　事業施行期間　自平成三十年三月二十二日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○近畿地方整備局告示第四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月三十日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

一　施行者の名称　和歌山県

二　都市計画事業の種類及び名称　令和三年近畿地方整備局告示第十七号紀の川都市計画道路事業三・四・四号打田重行線

三　事業施行期間　自令和三年二月十六日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第三十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十日

中国地方整備局長　杉中　洋一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百九十一号	萩市大字平安古町字平安古二五七番二から同市大字平安古町字遠年五八四番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○沖縄総合事務局告示第七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月三十日

沖縄総合事務局長　小八木大成

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年沖縄総合事務局告示第三十号那覇広域都市計画道路事業三・四・八号パイプライン線及び三・四・三十四号県道百五十三号線

三　事業施行期間　自平成十四年十一月十五日至令和十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○沖縄総合事務局告示第八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月三十日

沖縄総合事務局長　小八木大成

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十四年沖縄総合事務局告示第五号那覇広域都市計画道路事業三・二・四号那覇内環状線

三　事業施行期間　自平成二十四年二月十五日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし